

2 0 0 9 年 度

# 青 山 学 院 大 学 專 門 職 大 学 院 学 則

青 山 学 院 大 学

# 青山学院大学専門職大学院学則

(2004年3月26日  
制 定)

改正 2005年3月25日  
2006年3月24日  
2006年12月20日  
2007年3月27日  
2008年3月27日  
2009年3月26日

## 第1章 総 則

(目 的)

**第1条** 青山学院大学専門職大学院(以下「本専門職大学院」という。)は、青山学院建学の精神にのっとり、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与する人物を養成することを目的とする。

(専門職学位課程)

**第2条** 本専門職大学院の課程は、専門職学位課程とする。

(自己点検・評価等)

**第3条** 本専門職大学院は、教育水準の向上を図り、本専門職大学院の目的及び社会的使命を達成するため、本専門職大学院における教育研究活動の状況について、自ら点検及び評価(以下「自己点検・評価等」という。)を行い、その結果を公表するものとする。

2 本専門職大学院に、本学教職員以外の学識経験者を含む又は本学教職員以外の学識経験者で構成される評価委員会を設置し、自己点検・評価等の検証を行う。

3 国際マネジメント研究科国際マネジメント専攻に、当該専攻分野に係る高度の専門性を要する職業等に従事し、当該専攻・課程に関し、広くかつ高い見識を有する者を含む当該教職員以外の者で組織される評議委員会を設置し、当該専攻・課程の評価を行う。

4 自己点検・評価等並びに第2項に規定する評価委員会及び第3項に規定する評議委員会に関する規則は、別に定める。

(認証評価)

**第3条の2** 本専門職大学院は、前条に規定する措置に加え、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、その教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価を受けるものとする。

## 第2章 研究科

(研究科)

**第4条** 本専門職大学院各研究科に、専門職学位課程として次の研究科・専攻を置く。

国際マネジメント研究科	国際マネジメント専攻
法 務 研 究 科	法務専攻

会計プロフェッション研究科 会計プロフェッション専攻

(教育特例)

**第5条** 本専門職大学院は、夜間その他特定の時間又は時期において授業等を行うことができる。

(研究科の教育研究上の目的)

**第5条の2** 各研究科の教育研究上の目的は下記のとおりとする。

(国際マネジメント研究科)

国際マネジメント研究科では、キリスト教理念に基づき、国際社会のより豊かな未来を切り拓いていくために、高い倫理観と国際的視野を身につけた企業家精神に富む人材を養成する。

(法務研究科)

法務研究科では、キリスト教理念に基づき、真理を追求し、ヒューマニティにあふれ、社会的責任を果たすことができる、国際的視野をもった法律専門家を養成する。

(会計プロフェッション研究科)

会計プロフェッション研究科では、キリスト教に基づく教育の実現を理念に掲げ、高度な職業倫理性と専門的能力、国際人としての資質を十分に備えた会計プロフェッションを養成する。

(入学定員及び収容定員)

**第6条** 本専門職大学院各研究科の入学定員及び収容定員は、以下のとおりとする。

	入学定員	収容定員
国際マネジメント研究科	100	200
法務研究科	60	180
会計プロフェッション研究科	80	160
合 計	240	540

### 第3章 学年、学期及び休業日

(学 年)

**第7条** 本専門職大学院の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

**第8条** 学年を次の2学期に分けることができる。

前 期(春学期) 4月1日から9月30日まで

後 期(秋学期) 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

**第9条** 休業日は、以下のとおりとする。

- (1) 日曜日
  - (2) 「国民の祝日に関する法律」に定める休日
  - (3) 青山学院創立記念日 11月16日
  - (4) 夏期休業 7月下旬から9月下旬の間で、学長が別に定める期間
  - (5) 冬期休業 12月下旬から翌年1月初旬の間で、学長が別に定める期間
- 2 学長は、休業日若しくは休業期間を変更し又は休業日を臨時に定めることができる。

### 第4章 修業年限と在学年限

(標準修業年限)

**第10条** 専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。

2 前項の規定にかかわらず、法務研究科法務専攻専門職学位課程(以下「法務研究科」という。)にあっ

ては標準3年とする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、国際マネジメント研究科においては標準2年に加え、コースの区分に応じて1年又は3年とすることができる。
- 4 第2項の規定にかかわらず、法務研究科においては研究科の定めるところにより、入学前既修得単位の認定により在学期間の短縮を認められた者及び当該法務研究科において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）の修業年限を、2年に短縮することができる。（最長在学年限）

**第11条** 本専門職大学院に在学できる年数は、以下のとおりとする。

国際マネジメント研究科

- (1) 1年制コース 2年
- (2) 2年制コース 4年
- (3) 3年制コース 4年

法務研究科

- (1) 標準3年制コース 6年
- (2) 短縮2年制コース 4年

会計プロフェッション研究科

- 標準2年 4年

## 第5章 入学、休学、退学等

（入学の時期）

**第12条** 本専門職大学院の入学の時期は、4月1日とする。ただし、研究科教授会の議を経て、入学の時期を学期の始めとすることができる。

（入学資格）

**第13条** 本専門職大学院に入学することができる者は、入学の時期に次の各号の一に該当しなければならない。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 日本において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、本専門職大学院が大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者
- (9) 本専門職大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの

（入学審査）

**第14条** 入学を志願する者には、入学審査を行い、入学者を決定する。

- 2 前項の審査方法、時期等については、別に定める。

(出願の手続)

**第15条** 入学志願者は、指定期日までに所定の書類を提出し、定められた入学検定料を納入しなければならない。

(入学の手続)

**第16条** 入学許可を得た者は、指定期日までに所定の書類を提出し、定められた学費を納入しなければならない。

2 前項の規定により手続を完了した者が、入学を辞退しようとする場合は、本大学院の定める期日までに申し出なければならない。

(休学)

**第17条** 学生が疾病その他やむを得ない事由により休学しようとするときは、前期(春学期)又は後期(秋学期)授業開始日までに研究科長に願い出て、学長の許可を得なければならない。

2 休学期間は、1年または半年とする。

3 休学期間は、通算して2年を超えることはできない。

4 休学期間は、第10条に規定する修業年限に算入しない。

5 休学期間は、国際マネジメント研究科においては第11条に規定する最長在学年限に算入し、法務研究科及び会計プロフェッション研究科においては最長在学年限に算入しない。

6 休学期間中の学費については、別に定める。

(復学)

**第18条** 休学した者は、休学の事由が消滅したときは復学願を提出し、復学することができる。

(退学)

**第19条** 学生が疾病その他のやむを得ない事由で退学しようとするときは、その旨願い出なければならない。

2 学力劣等で成業の見込みがないと認める者、また出席が常でない者は、当該研究科教授会の議を経て、退学を勧告することがある。

(再入学)

**第20条** 前条の規定により退学した者が再入学を願い出たときは、学年度又は学期の初めに限り、当該研究科教授会の議を経て、これを許可することがある。

(二重学籍)

**第20条の2** 本学学生は、他大学院及び本学の他研究科又は他専攻、並びに他大学及び本学の学部と併せて在学することはできない。ただし、特段の事情がある場合には、当該研究科教授会の議を経たのち、学長の承認を得てこれを許可することがある。

(留学)

**第21条** 学生は、在学中各研究科が教育上有益と認め、学長が承認した場合に限り、本学が協定する外国の大学、本学の認定する外国の大学若しくは各研究科が協定する外国の大学の大学院に留学することができる。

2 留学の期間は、第10条に定める修業年限に含めることができ、第11条に定める最長在学年限に算入するものとする。

3 留学の取扱いについては、前項に定めるほか、別に定める要項による。

(転学)

**第22条** 他の大学院から転学を希望する者は、第14条に準ずる審査を経た上で、これを許可することがある。

(除籍)

**第23条** 次の各号の一に該当する者は、当該研究科教授会の議を経て退学を勧告し、これに応じない者は除籍する。

- (1) 指定期日までに当該年度授業科目の履修登録をしない者
- (2) 学業成績不良で成業の見込みがないと認められた者
- (3) 正当な事由がなくて3カ月以上修学しない者
- (4) 学費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (5) 第11条に規定する最長在学年限に達した者
- (6) 第17条第2項及び第3項に規定する休学期間を超えてもなお修学できない者

## 第6章 科目等履修生、聴講生、研修生、委託生及び外国人留学生

(科目等履修生)

**第24条** 各研究科に設置する一又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは、正規学生の教育に支障をきたさない範囲において当該研究科教授会で選考の上、相当の資格があると認められた者について、科目等履修生としてこれを許可することができる。

- 2 科目等履修生が履修した授業科目について試験を受け合格したときは、所定の単位を与え、単位修得証明書を交付することができる。
- 3 科目等履修生が履修することのできる科目は、1年を通じて12単位以内とする。
- 4 科目等履修生が履修を願い出るときは、所定の願書に審査料を添えて出願しなければならない。
- 5 科目等履修生に関することは、前項に定めるもののほか、別に定める要項による。

(聴講生)

**第25条** 各研究科に設置する一又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは、当該研究科教授会で選考の上、相当の資格があると認められた者につき、聴講生としてこれを許可することができる。

- 2 聴講生に関することは、前項に定めるもののほか、別に定める要項による。

(研修生)

**第26条** 本専門職大学院の専門職学位を得た者で、高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力をさらに養うため研修を希望するものがあるときは、当該研究科教授会の議を経て、研修生としてこれを許可することができる。

- 2 研修生に関することは、前項に定めるもののほか、別に定める要項による。

(委託生)

**第27条** 企業等組織及び他大学大学院から、本専門職大学院研究科における授業科目の一又は複数科目の履修を希望する者があるときは、当該研究科教授会の議を経て委託生として修学を許可することができる。

- 2 委託生の入学資格は、第13条に規定する者又は修士の学位を有する者とする。
- 3 委託生が履修科目の試験に合格したときは、その科目の履修証明書を交付する。
- 4 委託生に関することは、前項に定めるもののほか、別に定める要項による。

(外国人留学生)

**第28条** 外国人留学生、外国人研修生に関することは、別に定める要項による。

## 第7章 教育方法等

### 第1節 履修方法等

(教育課程)

**第29条** 本専門職大学院各研究科は、専攻に応じ教育上必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 前項の規定のほか、会計プロフェッション研究科においては修士論文の作成指導を行うことができる

ものとする。

(授業を行う学生数)

**第30条** 本専門職大学院各研究科が一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備そのほかの教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適切な人数とするものとする。

(授業の方法等)

**第31条** 本専門職大学院各研究科においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査、双方向又は多方向に行われる討論又は質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮しなければならない。

(成績評価基準の明示等)

**第32条** 本専門職大学院各研究科は、学生に対して、授業の方法及び内容、1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 本専門職大学院各研究科は、学修の成果に係る評価及び修了の判定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

**第33条** 本専門職大学院各研究科は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(履修科目の登録の上限)

**第34条** 本専門職大学院各研究科は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

(授業科目及び単位数)

**第35条** 本専門職大学院各研究科における授業科目の名称及び単位数は、別表1においてこれを定める。

(単位計算の基準)

**第36条** 単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義は、毎週1時間15週の講義をもって1単位とする。

(2) 演習・輪講は、毎週2時間15週の演習・輪講をもって1単位とする。また、授業科目によっては、毎週1時間15週の演習・輪講をもって1単位とすることができる。

(3) 実験・実習は、毎週3時間15週の実験・実習をもって1単位とする。

(履修の手続)

**第37条** 学生は、毎学年又は学期のはじめに、その学年度又は学期に履修しようとする授業科目について、指定された期限までに所定の履修登録手続を行った上、履修しなければならない。

(単位の授与)

**第38条** 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(他の大学院における授業科目の履修等)

**第39条** 本専門職大学院各研究科は、教育上有益と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、学生が他の大学院又は専門職大学院において履修した授業科目について修得した単位を、当該研究科が修了要件として定める単位数の二分の一を超えない範囲で当該研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合及び外国の大学院が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修する場合について準用する。

(入学前の既修得単位等の認定)

**第40条** 本専門職大学院各研究科は、教育上有益と認めるときは、学生が当該研究科に入学する前に大学院又は専門職大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、当該研究科に入学した後の当該研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該研究科において修得した単位以外のものは、前条第1項及び第2項の規定により当該研究科において修得したと見なす単位数と合わせて当該研究科が修了要件として定める単位数の二分の一を超えないものとする。

3 前項の規定にかかわらず、法務研究科においては修了要件として修得したものとみなすことができる単位数は30単位を超えないものとする。

(法務研究科法学既修者)

**第40条の2** 法学既修者については、教授会の議を経て、本研究科における特定の科目について、既に単位を修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、第39条及び前条第3項の規定により本研究科において修得したものとみなすことのできる単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

## 第2節 試験及び成績

(試験の方法及び時期)

**第41条** 試験は、筆記、レポート提出又は口述のいずれかによるものとする。

2 試験は、学年末又は学期末に行う。ただし、必要があると認めるときは、その他の時期においても行うことができる。

(受験の条件)

**第42条** 学生は、所定の履修手続を経て履修した授業科目でなければ受験することができない。

2 学費を納入していない者は、受験することができない。

3 休学又は停学の期間中は、受験することができない。

(成績)

**第43条** 成績は、100点を満点とし、60点以上を合格とする。

2 成績は、AA(90-100)、A(80-89)、B(70-79)、C(60-69)、XX(59以下)、X(欠席)で表示するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、国際マネジメント研究科においては、特定の授業科目について、成績をP(合格)又はF(不合格)で表示するものとする。

## 第3節 課程の修了要件

(修了要件)

**第44条** 本専門職学位課程の修了要件は、次の各号による。

(1) 当該研究科専攻各コースの標準年限以上在学すること。

(2) 当該研究科の定める修了要件単位以上を修得すること。

2 国際マネジメント研究科専門職学位課程においては1外国語の認定に合格しなければならない。

3 会計プロフェッション研究科においては、第1項の規定のほか、研究科の定める平均成績基準(グレード・ポイント・アベレージ)を満たしていなければならない。

4 会計プロフェッション研究科においては、「研究指導」を履修する者は、第1項及び第3項の規定のほか、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。

## 第4節 学 位

(専門職学位)

**第45条** 専門職学位課程の学位は、以下のとおりとする。

国際マネジメント専攻	経営管理修士(専門職)
法務専攻	法務博士(専門職)
会計プロフェッション専攻	会計修士(専門職)

(学位の授与)

**第46条** 学位の授与に関することは、別に定める規則による。

## 第8章 学費及び諸会費

(学 費)

**第47条** 本専門職大学院各研究科の授業料、入学金その他の学費及び諸会費(以下「学費等」という。)については、別記学費納付に関する取扱いの規定による。

- 2 前項に規定する学費等の金額は、改定する場合がある。
- 3 前項に規定する学費等の金額の改定が行われた場合は、改定後の金額を適用する。

(既納学費等の取扱い)

**第48条** この学則により納付された検定料及び学費等は、返還しない。ただし、第16条第2項の規定により、本大学院の定める期日までに入学辞退の申し出があった場合に限り、入学金を除く学費等を返還する。

## 第9章 国内外他大学院との交流

(国内外他大学院との交流)

**第49条** 本専門職大学院各研究科は、教育研究上有益であると認めるとき、国内外他大学院との間に交流及び単位互換の協定を結ぶことができる。

- 2 協定校の認定その他協定に関する重要事項については、当該研究科教授会の議を経なければならない。
- 3 交流及び協定に関し必要な事項は、当該研究科ごとに別に定める。

(外国の協定校への留学)

**第50条** 外国の協定校への留学期間は、1年とし、これを延長する必要がある場合は、1年ごとに申請するものとする。ただし、留学期間は、原則として2年を超えないものとする。

- 2 前項に規定する留学期間は、休学としない。
- 3 留学中の学費は、別に定める。

## 第10章 教員組織

(教 員)

**第51条** 本専門職大学院各研究科の講義、演習、実験(以下「授業科目」という。)は、本専門職大学院研究科教員資格を有する教授及び准教授がこれを担当する。ただし、特別の事情があるときは、専任の講師、助教及び兼任講師がこれを担当することができる。

- 2 本専門職大学院各研究科においては、特別任用教員(以下「特任教員」という。)及び客員教員が、特定の授業科目を担当することができる。
- 3 本専門職大学院各研究科に授業補佐をする専任の助手を置くことができる。
- 4 法務研究科及び会計プロフェッション研究科においては、第1項に規定する兼任講師のうち、実務家

の兼任教員を法科大学院客員教授又は会計専門職大学院客員教授と呼称することができる。

5 専門職大学院研究科教員の資格認定については、別に定める細則による。

## 第11章 運営組織

### 第1節 研究科長及び教務主任

(研究科長)

**第52条** 専門職大学院各研究科に研究科長を置く。

2 研究科長は、研究科教授会が当該研究科教授会構成員の中から候補者を選出し、理事会がこれを選任する。

3 前項の規定にかかわらず、開設初年度の研究科長の選任については、別に定める。

4 研究科長の任期は、2年とする。

5 研究科長は、当該研究科に関する事務を処理し、第54条に規定する研究科教授会の議長となる。

(教務主任)

**第53条** 専門職大学院各研究科各専攻に、必要に応じ研究科長を補佐する教務主任を若干名置くことができる。

2 教務主任は、研究科教授会の構成員の中から研究科長が推薦し、学長がこれを委嘱する。

3 教務主任の任期は、2年とし、再任を妨げない。

### 第2節 研究科教授会

(研究科教授会)

**第54条** 専門職大学院各研究科に、研究科教授会を置く。

(研究科教授会の組織)

**第55条** 研究科教授会は、当該研究科所属の専任の教授、准教授及び講師をもって構成する。

2 特任教授は、研究科教授会に出席することができるが、構成員とはならない。

3 教授会は、構成員以外の教職員を出席させることができる。

(研究科教授会の審議事項)

**第56条** 研究科教授会は、当該研究科における次の事項を審議決定する。

(1) 教育課程、教育方法に関する事項

(2) 授業科目の編成及び担当に関する事項

(3) 試験に関する事項

(4) 修了の判定及び学位の授与に関する事項

(5) 学生の入学、休学、転学、退学、その他学生の身分の得失及び変更に関する事項

(6) 学生の指導及び賞罰に関する事項

(7) 研究科の人事に関する事項

(8) 学則及び諸規則の制定改廃に関する事項

(9) その他研究科の教育研究の運営に関する事項

(研究科教授会の定足数及び議決数)

**第57条** 研究科教授会は、構成員の過半数の出席を必要とする。ただし、議決する場合は、構成員の3分の2以上の出席を必要とする。

2 前項の議決は、出席構成員の過半数の同意を必要とする。

3 研究科長は、研究科教授会の議事の結果を学長に報告しなければならない。

4 研究科教授会の議事の結果は、議事録に記録し、研究科長が保管する。

(専任教授会)

**第57条の2** 専門職大学院各研究科に、専任教授会を置く。

- 2 専任教授会は、教授をもってこれを構成する。ただし、特任教授は構成員とはならない。
- 3 専任教授会は、構成員以外の教職員を出席させることができる。
- 4 専任教授会は、次の事項を審議及び議決する。ただし、第1号に規定する事項の決定は、理事会の承認を必要とする。
  - (1) 教員の任免、昇任、その他身分に関する事項
  - (2) その他教員人事に関する重要事項
- 5 専任教授会に関する規則は、「青山学院大学教授会及び専任教授会規則」を準用する。

### 第3節 専門職大学院研究科連絡調整委員会

(専門職大学院研究科連絡調整委員会)

**第58条** 本専門職大学院各研究科の教育研究の相互調整をはかるために、専門職大学院研究科連絡調整委員会を置く。

(専門職大学院研究科連絡調整委員会の組織)

**第59条** 専門職大学院研究科連絡調整委員会は、学長、専門職大学院各研究科の研究科長、教務主任、各研究科選出委員1名、専門職大学院事務室長をもって構成する。

- 2 専門職大学院研究科連絡調整委員会の議長は、学長がこれに当たる。
- 3 議長は、専門職大学院研究科連絡調整委員会を招集し、これを主宰する。
- 4 本学他研究科長は、専門職大学院研究科連絡調整委員会に列席することができる。

(専門職大学院研究科連絡調整委員会の協議)

**第60条** 専門職大学院研究科連絡調整委員会は、以下の事項を協議する。

- (1) 専門職大学院各研究科間に調整を要する事項
- (2) 専門職大学院全般に関する企画及び運営に関する事項

## 第12章 施設及び設備

(講義室等)

**第61条** 本専門職大学院には、その教育研究に必要な専用の講義室、研究室、実験・実習室、演習室等を備えるものとする。

- 2 教育研究上支障を生じない場合には、学部、大学附置の研究所等の施設及び設備を共用することができる。

(研究科附置教育研究施設)

**第62条** 本専門職大学院に次の研究科附置教育研究施設を置く。

- (1) 国際マネジメント学術フロンティア・センター(国際マネジメント研究科)
- (2) 会計プロフェッション研究センター(会計プロフェッション研究科)
- 2 前項に規定する施設の規則は、別に定める。

(図書館)

**第63条** 青山学院大学図書館に本専門職大学院の教育研究に必要な専用の図書及び学術雑誌を備えるものとする。

- 2 本専門職大学院各研究科に専用の図書室及び閲覧室を置く。
- 3 本専門職大学院学生、科目等履修生、聴講生、研修生及び委託生は、前項に規定する図書館を利用することができる。

(機械、器具等)

**第64条** 本専門職大学院には、研究科・専攻に応じて必要な教育研究の機械、器具、標本等を備えるものとする。

(厚生保健施設)

**第65条** 本専門職大学院学生は、大学保健管理センター及び学生相談センターを利用することができる。

(事務組織)

**第66条** 本専門職大学院の事務処理のため、専門職大学院事務室を置く。

### 第13章 賞 罰

(表彰)

**第67条** 学力優秀かつ志操堅固な学生は、表彰することがある。

(懲戒)

**第68条** この学則、諸規則若しくは命令に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、研究科教授会の議を経て学長が懲戒する。

2 前項に規定する懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項に規定する退学は、次の各号の一に該当する者について行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 大学の秩序を乱した者
- (3) 学生としての本分に著しく反した者

### 第14章 改正手続

(改正手続)

**第69条** この学則の改正は、研究科長会、専門職大学院各研究科教授会及び大学院委員会の議を経たのち、常務委員会及び理事会の承認を得て、学長がこれを行う。

### 第15章 雑 則

(施行の細目)

**第70条** この学則に定めのない事項については、青山学院大学大学院学則及び大学学則を準用する。

2 この学則に特に定めるものを除くほか、この学則の実施の手続その他実施について必要な細目は、別に定める。

**附 則** (2009年3月26日)

この学則は、2009年4月1日から施行する。

## 別記学費納付に関する取扱い（第47条関係）

### （学 費）

1 学費とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 入学金
- (2) 授業料
- (3) 施設設備料
- (4) 実験実習料
- (5) 単位料
- (6) 科目等履修生受講料
- (7) 聴講生受講料
- (8) 委託生登録料及び指導料

### （学費の金額）

2 学費の金額は、別表2第1から第7、第9及び第10に掲げるとおりとする。

### （授業料）

3 学費のうち授業料の納付については、次のとおりとする。

- (1) 入学年度の後期授業料は、別に定める期日までに年額の2分の1相当額を納付するものとする。ただし、後期分は、願い出により延納又は4回以内に限り分割納付することができる。
- (2) 第2年次以降の授業料は、年額の2分の1相当額を前期及び後期の所定の学費納付期限までに納付するものとする。ただし、前期分及び後期分とも願い出により延納又は4回以内に限り分割納付することができる。
- (3) 前記3の(1)及び3の(2)の規定にかかわらず、前期納付時に授業料の年額を一括納付することができる。
- (4) 延納又は分割納付を希望する者は、学長の許可を得なければならない。
- (5) 延納又は分割納付を許可された者は、当該学期分を指定の期日までに完納しなければならない。

### （授業料以外の学費）

4 授業料以外の学費は、新入学者を除き所定の納付期限までに納付するものとする。

### （諸会費）

5 学生は、学費のほか別表2第1から第5に掲げる後援会費及び校友会費並びに別表2第8に掲げる学生会費を納付しなければならない。

### （所定の修業年限以上在学する者の学費及び諸会費）

6 休学期間を除き、所定の修業年限以上在学する者の学費及び諸会費（以下「学費等」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 当該学生の入学年度に定められた授業料年額の2分の1相当額を基本料として納付するほか、履修申請単位1単位につき別表2第6の当該入学年度の単位料を乗じた金額を受講料として納付する。ただし、半期のみ在学して課程を修了する者の基本料は、本文に規定する授業料年額の4分の1相当額とする。
- (2) 前記6の(1)に規定する基本料及び受講料の合計金額が、当該学生の納付すべき所定の学費の合計金額を超過する場合は、学費等の合計金額をもって限度とする。

(3) 但し、法務研究科及び会計プロフェッション研究科においては、最終学年次以外の年次において留年した者の学費等はその者の入学時に定められた当該年次の学費等とする。

(休学する者の学費等)

7 休学する者の学費等は、次のとおりとする。

- (1) 1年間休学の場合は、授業料年額の2分の1相当額とする。
- (2) 1学期間休学の場合は、授業料年額の4分の3相当額、その他の学費等とする。

(復学した者の学費等)

8 復学した者の学費等は、その者の入学時に定められた当該年次の金額とする。

(退学する者の学費等)

9 退学する者の学費等は、次のとおりとする。

- (1) 退学する者は、退学の願い出の手續と同時に、退学期日を含む学期までの学費等を完納しなければならない。
- (2) 完納しない場合は、専門職大学院学則により処理する。
- (3) 退学処分が確定した者の学費等の取扱いは、前記9の(1)及び9の(2)の規定に準じて処理するものとする。

(再入学した者の学費等)

10 再入学を許可された者の学費等は、次のとおりとする。

- (1) 入学金は、再入学した年度のコ額とする。
- (2) 授業料は、再入学した年度のコ該年次の授業料とする。
- (3) 施設設備料は、再入学した年度のコ1年次の施設設備料の2分の1相当額とする。
- (4) その他の学費等は、再入学した年度のコ該年次の金額とする。

(転入学した者の学費等)

11 転入学を許可された者の学費等は、次のとおりとする。

- (1) 入学金、授業料及び施設設備料は、転入学した年度のコ1年次の金額とする。
- (2) その他の学費等は、転入学した年度のコ該年次の金額とする。

(科目等履修生の学費)

12 科目等履修生の学費は、次のとおりとする。

- (1) 専門職大学院学則第24条に規定する科目等履修生で単位の授与を必要とする者は、別表2第7Aに掲げる受講料を納付しなければならない。
- (2) 専門職大学院学則第24条に規定する科目等履修生で単位の授与を必要としない者は、別表2第7Bに掲げる受講料を納付しなければならない。
- (3) 科目等履修生の受講料は、所定の納付期限までに納付するものとする。

(聴講生の学費)

13 聴講生の学費は、次のとおりとする。

- (1) 専門職大学院学則第25条に規定する聴講生は、別表2第7Bに掲げる受講料を納付しなければならない。
- (2) 聴講生の受講料は、所定の納付期限までに納付するものとする。

(委託生の学費)

14 専門職大学院学則第27条に規定する委託生の学費等は、次のとおりとする。

- (1) 登 録 料 別表2第9に掲げる金額
- (2) 指導料年額 別表2第10に掲げる金額
- (3) 聴 講 料 授業を聴講する者は、前記14の(1)及び14の(2)に規定する学費のほか別表2第6に掲げる当該年度の単位料に履修単位数を乗じた金額
- (4) 委託生の学費は、所定の納付期限までに納付するものとする。

(外国人留学生の学費等)

15 専門職大学院学則第28条に規定する外国人留学生の学費等は、すべてこの学費納付に関する取扱いによる。ただし、交換留学生の学費等は、別に定める。

(既納学費等の取り扱い)

16 年間の学費等を一括納付した者で前期のみ在学して修了する者、又は大学の定める期日までに休学若しくは退学を願い出た者については、入学金を除き所定の学費等との差額分を返還する。

**別表2第1** (別記専門職大学院学費納付に関する取扱い(以下「別記取扱い」とする)2、5関係)

国際マネジメント研究科国際マネジメント専攻専門職学位課程2年制コース

(単位:円)

入学年度	学年	学 費					諸 会 費		納 入 金 計 合 計
		入 学 金	授 業 料	施 設 設 備 料	実 験 実 習 料	小 計	後 援 会 費	校 友 会 費	
2006	1	290,000	756,000	100,000	170,000	1,316,000	3,000	12,000	1,331,000
	2		756,000	100,000	170,000	1,026,000	3,000		1,029,000
2007	1	290,000	756,000	100,000	170,000	1,316,000	3,000	12,000	1,331,000
	2		756,000	100,000	170,000	1,026,000	3,000		1,029,000
2008	1	290,000	756,000	100,000	170,000	1,316,000	3,000	15,000	1,334,000
	2		756,000	100,000	170,000	1,026,000	3,000		1,029,000
2009	1	290,000	756,000	100,000	170,000	1,316,000	3,000	15,000	1,334,000
	2		756,000	100,000	170,000	1,026,000	3,000		1,029,000

注) 校友会費15,000円の内訳は、入会金10,000円、大学部会費5,000円とする

**別表2第2** (別記取扱い2、5関係)

国際マネジメント研究科国際マネジメント専攻専門職学位課程1年制コース

(単位:円)

入学年度	学年	学 費					諸 会 費		納 入 金 計 合 計
		入 学 金	授 業 料	施 設 設 備 料	実 験 実 習 料	小 計	後 援 会 費	校 友 会 費	
2008	1	290,000	1,116,000	100,000	170,000	1,676,000	3,000	15,000	1,694,000
2009	1	290,000	1,116,000	100,000	170,000	1,676,000	3,000	15,000	1,694,000

注) 校友会費15,000円の内訳は、入会金10,000円、大学部会費5,000円とする

別表2第3 (別記取扱い2、5関係)

国際マネジメント研究科国際マネジメント専攻専門職学位課程3年制コース

(単位:円)

入学年度	学年	学 費					諸 会 費		納 入 金 計
		入 学 金	授 業 料	施 設 設 備 料	実 験 実 習 料	小 計	後 援 会 費	校 友 会 費	
2006	1	290,000	536,000	100,000	170,000	1,096,000	3,000	12,000	1,111,000
	2		536,000	100,000	170,000	806,000	3,000		809,000
	3		536,000	100,000	170,000	806,000	3,000		809,000
2007	1	290,000	536,000	100,000	170,000	1,096,000	3,000	12,000	1,111,000
	2		536,000	100,000	170,000	806,000	3,000		809,000
	3		536,000	100,000	170,000	806,000	3,000		809,000
2008	1	290,000	536,000	100,000	170,000	1,096,000	3,000	15,000	1,114,000
	2		536,000	100,000	170,000	806,000	3,000		809,000
	3		536,000	100,000	170,000	806,000	3,000		809,000
2009	1	290,000	536,000	100,000	170,000	1,096,000	3,000	15,000	1,114,000
	2		536,000	100,000	170,000	806,000	3,000		809,000
	3		536,000	100,000	170,000	806,000	3,000		809,000

注) 校友会費15,000円の内訳は、入会金10,000円、大学部会費5,000円とする

別表2第4 (別記取扱い2、5関係)

法務研究科法務専攻専門職学位課程

(単位:円)

入学年度	学年	学 費					諸 会 費		納 入 金 計
		入 学 金	授 業 料	施 設 設 備 料	実 験 実 習 料	小 計	後 援 会 費	校 友 会 費	
2006	1	290,000	1,000,000	100,000	100,000	1,490,000	3,000	12,000	1,505,000
	2		1,000,000	100,000	100,000	1,200,000	3,000		1,203,000
	3		1,000,000	100,000	100,000	1,200,000	3,000		1,203,000
2007	1	290,000	1,000,000	100,000	100,000	1,490,000	3,000	12,000	1,505,000
	2		1,000,000	100,000	100,000	1,200,000	3,000		1,203,000
	3		1,000,000	100,000	100,000	1,200,000	3,000		1,203,000
2008	1	290,000	1,000,000	100,000	100,000	1,490,000	3,000	15,000	1,508,000
	2		1,000,000	100,000	100,000	1,200,000	3,000		1,203,000
	3		1,000,000	100,000	100,000	1,200,000	3,000		1,203,000
2009	1	290,000	1,000,000	100,000	100,000	1,490,000	3,000	15,000	1,508,000
	2		1,000,000	100,000	100,000	1,200,000	3,000		1,203,000
	3		1,000,000	100,000	100,000	1,200,000	3,000		1,203,000

注) 校友会費15,000円の内訳は、入会金10,000円、大学部会費5,000円とする

別表2第5 (別記取扱い2、5関係)

会計プロフェッション研究科会計プロフェッション専攻専門職学位課程

(単位：円)

入学年度	学年	学 費					諸 会 費		納 入 金 計 合 計
		入 学 金	授 業 料	施 設 設 備 料	実 験 実 習 料	小 計	後 援 会 費	校 友 会 費	
2006	1	290,000	1,200,000	100,000	100,000	1,690,000	3,000	12,000	1,705,000
	2		1,200,000	100,000	100,000	1,400,000	3,000		1,403,000
2007	1	290,000	1,200,000	100,000	100,000	1,690,000	3,000	12,000	1,705,000
	2		1,200,000	100,000	100,000	1,400,000	3,000		1,403,000
2008	1	290,000	1,200,000	100,000	100,000	1,690,000	3,000	15,000	1,708,000
	2		1,200,000	100,000	100,000	1,400,000	3,000		1,403,000
2009	1	290,000	1,200,000	100,000	100,000	1,690,000	3,000	15,000	1,708,000
	2		1,200,000	100,000	100,000	1,400,000	3,000		1,403,000

注) 校友会費15,000円の内訳は、入会金10,000円、大学部会費5,000円とする

**別表2第6** (別記取扱い2、6、14関係)

単位料 (1単位の単価)

(単位:円)

入学年度	国際マネジメント研究科	法務研究科	会計プロフェッション研究科
2006	35,000	35,100	52,000
2007	35,000	35,100	52,000
2008	35,000	35,100	52,000
2009	35,600	35,100	52,000

**別表2第7** (別記取扱い2、12、13関係)

A 受講料 (1単位の単価)

(単位:円)

受講年度	国際マネジメント研究科	法務研究科	会計プロフェッション研究科
2009	35,600	35,100	52,000

B 受講料 (1単位の単価)

(単位:円)

受講年度	国際マネジメント研究科	法務研究科	会計プロフェッション研究科
2009	8,900	8,700	13,000

**別表2第8** (別記取扱い5関係)

学会費

(単位:円)

入学年度	国際マネジメント学会	法務研究学会	会計プロフェッション研究学会
2006	5,000	5,000	4,000
2007	5,000	5,000	4,000
2008	5,000	5,000	4,000
2009	5,000	5,000	4,000

注) 法務研究学会は2008年度より法学会から独立

**別表2第9** (別記取扱い2、14関係)

委託生の登録料 (初年度のみ 次年度以降継続の場合は免除)

(単位:円)

登録料	45,000
-----	--------

**別表2第10** (別記取扱い2、14関係)

委託生の指導料 (年額)

(単位:円)

指導料	60,000
-----	--------